（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（賃金からの控除） **第六十条**　事業主は、被保険者に賃金を支払う都度、当該賃金に応ずる法第三十一条第一項各号の規定によつて計算された被保険者の負担すべき一般保険料の額に相当する額（日雇労働被保険者にあつては、当該額及び法第二十二条第一項の印紙保険料の額の二分の一の額に相当する額）を当該賃金から控除することができる。 ２　（略）	（賃金からの控除） **第六十条**　事業主は、被保険者に賃金を支払う都度、当該賃金に応ずる法第三十一条第一項の規定によつて計算された被保険者の負担すべき一般保険料の額に相当する額（日雇労働被保険者にあつては、当該額及び法第二十二条第一項の印紙保険料の額の二分の一の額に相当する額）を当該賃金から控除することができる。 ２　（略）

別表第５（第23条関係）

第２種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
（略）	（略）	（略）
特　11	（略）	（略）
特　12	労災保険法施行規則 第46条の17第12号の事業	1000分の３
特　13	（略）	（略）
特　14	（略）	（略）
特　15	（略）	（略）
特　16	（略）	（略）
特　17	（略）	（略）
特　18	（略）	（略）
特　19	（略）	（略）
特　20	（略）	（略）
特　21	（略）	（略）
特　22	（略）	（略）
特　23	（略）	（略）
特　24	（略）	（略）
特　25	（略）	（略）
特　26	（略）	（略）

別表第５（第23条関係）

第２種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
（略）	（略）	（略）
特　11	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
特　12	（略）	（略）
特　13	（略）	（略）
特　14	（略）	（略）
特　15	（略）	（略）
特　16	（略）	（略）
特　17	（略）	（略）
特　18	（略）	（略）
特　19	（略）	（略）
特　20	（略）	（略）
特　21	（略）	（略）
特　22	（略）	（略）
特　23	（略）	（略）
特　24	（略）	（略）
特　25	（略）	（略）

附　則

この省令は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行の日から施行する。